被災者支援の取り組みについて

東日本大震災では町内家屋の62％が流出・全壊する甚大な被害を受け、多くの尊い命と生活の場、公共施設等を失いました。今でも町民の半数以上が避難生活を強いられ、町外の応急仮設住宅やみなし仮設住宅等の慣れない環境の中で生活をしています。

阪神・淡路大震災での仮設住宅や復興住宅で孤独死や自殺者が増加した経緯を踏まえ、当町として応急仮設住宅等の生活者に対する支援組織を立ち上げる必要性があったことから、町社会福祉協議会へ委託する形で、昨年7月19日に「被災者生活支援センター」を設置しました。

今後の長い復興発展過程を支えるためには、地域の住民の力を活かしたまちづくりが必要であり、福祉に理解のある人材を育成するため、地域住民を支援員として積極的に雇用し、当センターを運営しています。

今後も町民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら運営していかなければなりませんので、被災者生活支援センターと生活支援員の取り組みについてご紹介します。

被災者支援体制図

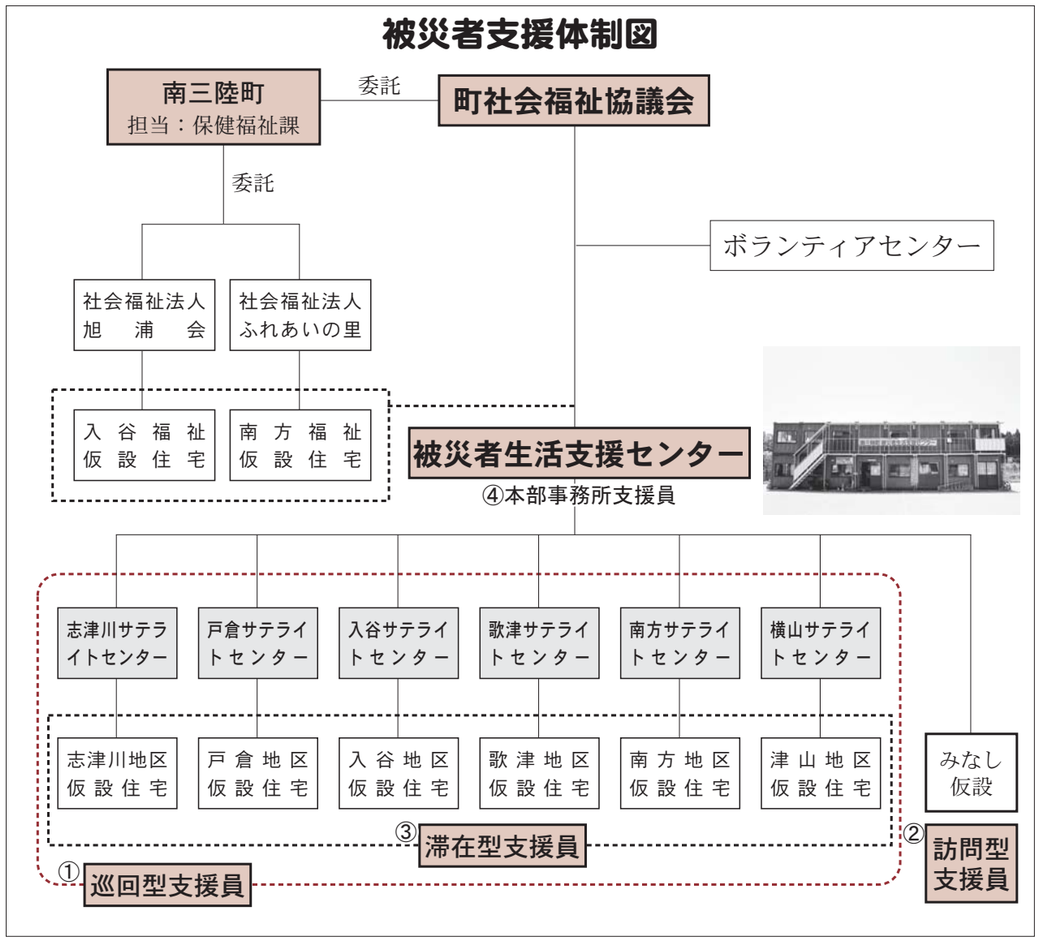

【生活支援員の支援形態】

①巡回型支援員（緊急雇用創出事業）

・各サテライトに常駐して、滞在型支援員と連携し、担当地区の仮設住宅を個別訪問しながら、相談・見守り等の支援をしています。

・本部である被災者生活支援センターと、6地区のサテライトセンター（支援業務の前線基地）に80名の職員を配置しています。

（訪問件数145、211件　手紙件数4、607件
※H23・7～H24・9）

②訪問型支援員（緊急雇用創出事業）

・みなし仮設住宅生活者を月1回程度訪問（県内の12市12町）して、相談・近況状況の把握等を行い支援しています。

・約10名3班体制で訪問しています。

（訪問件数4、522件
手紙件数1、161件
※H23・11～H24・9）

③滞在型支援員（地域支え合い体制づくり事業）

・独り暮らしの高齢者世帯や健康に不安を持つ人たちの仮設住宅を訪問（朝夕2回）し、安否確認を行うほか、巡回型支援員と連携し、相談・見守り等を行い支援しています。

・滞在型支援員は、生活不活発病の防止や社会的役割、生きがいを感じていただけるよう独居・高齢者・要支援者等、本来見守りの対象になりがちな方を積極的に雇用しています。

・55組、110名が、46仮設住宅団地で従事しています。

（訪問対象世帯378世帯
延べ訪問件数200、326件　報告件数58件
※H23・11～H24・9）

④本部事務所支援員

・総務、財務事務及びサテライトセンター間の調整、関係機関等の連絡調整をしています。

【生活支援員の相談受付件数】
3,073件
（※H23.7～H24.9）
健康面1,334件
生活面325件
建物・設備面214件
その他 22件
簡易な照会1,178件

【被災者生活支援センターの主な活動状況】

採用職員研修

採用職員に対し、生活支援員に必要な知識や情報（個人情報保護法・救急対応・介助実技等）を理解していただくための研修を行っている他、支援員の研修やミーティングを随時行っています。

関係機関との意見交換会

生活支援員が把握している情報等を町や民生委員と共有している他、各自治会と話し合いを行い、対処・改善策を話し合ったりしています。

お茶っこ会

仮設住宅毎に気軽に集まって地域民との交流をしている他、料理教室や認知症の学習会なども行っています。
（開催数612回、延べ人数　6,844人
※H23.8～H24.9）

サロンの支援活動

仮設住宅の方々が地域住民と交流の場として利用していただけるよう、「歌津あずまーれ」、「南方湘南喫茶」の2ヶ所の地域交流サロンの運営を支援しています。

ミニコミ誌発行

サテライト毎に、地域の情報として、独自のお知らせ版を作成し、配布しています。（発行回数167回、発行部数54,300部　※H23.11～H24.9）

ちょこっと運動、とべっこ体操等

生活不活発病に陥らないよう、体を動かすきっかけづくりをしています。
（参加人数　12,470人　※H24.6～H24.9）

問い合わせ
保健福祉課被災者支援係
☎29-6451

平成24年度日本認知症ケア学会「特別賞」受賞

震災後、いち早く組織を立ち上げ、認知症を抱える高齢者などの災害弱者の支援にあたったことなどが評価され、町被災者生活支援センターが5月19日（土）に特別賞を受賞しました。